

サービス種別	質問種別	質問	回答
その他		地域包括支援センターで予防ケアプランの作成を行っているケアマネについて、次のパターンは対象になるのか？ ①委託プランを委託元として担当している介護支援専門員 ②直持プランを担当している介護支援専門員 ③上記プランを担当している、介護支援専門員以外の社会福祉士や看護師、保健師	①対象外です ②対象となります ③対象となります
居宅介護支援	介護職員・介護支援専門員 居住支援特別手当事業について	従業員10名未満の事業所は、就業規則等の届け出義務がないため、「それに代わるモノ」の提出を予定しているとのことだが、既に就業規則や給与規定を策定している場合でも、この例外による取り扱いは可能か。	従業員10人以下でも、既に就業規則や給与規定を策定している事業所は、就業規則等を改正し、労基署への届出が必要になります。
介護老人保健施設		介護保険施設には介護士、相談員、ケアマネの他に栄養士や看護師、セラピストが施設基準で必要となっているが、これらコメディカル職員が本事業では対象職種から外されていると思われるが、申請できないのか。	対象職種は、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援専門員、介護支援専門員、計画作成担当者となり、栄養士、看護師等は対象外となります。
福祉用具貸与	業務継続計画の策定について	福祉用具貸与は令和7年3月31日まで減算にはならないとのことだが、作成済などの届出等は必要か。	すべての事業所において、業務継続計画策定後は、区ホームページの「BCP策定完了入力フォーム」より、報告をいただいています（区内事業所の策定状況を把握するためです）。 https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/1417
居宅介護支援		業務計画策定後は、区へ報告すると説明があったが、どのような形で報告するのか。	
居宅介護支援	業務継続計画未策定減算・高齢者虐待防止措置未実施減算について	BCP及び虐待防止の未作成・未実施減算について、総合事業も、減算にならない場合は届出が必要か。またどこかに記載はあるか。	介護報酬改定に伴い、一部のサービスを除いて、4/15までに加算届の提出がない場合、自動的に減算の取扱いとなります。区指定のサービスにおいては、区ホームページ内の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に「減算型」の項目があるサービスが対象です。都指定サービスは、都への提出が必要になります。 地域密着型サービス https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/kurashi/hoken/zigyousya.html 介護予防・日常生活支援総合事業 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/sougousinki.html
居宅介護支援		居宅介護支援のBCP未実施減算は令和7年3月31日から適用されるが、今年の4月から実施されていなければ運営規程減算は適用されるのか。	運営基準減算は適用されません
訪問介護		業務継続計画未策定事業所に対する減算について。所定単位数の100分の3とあるが「所定単位数」とはどれを指すのか？	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数になります。
居宅介護支援	入院時情報連携加算について	入院時情報連携加算の情報提供までの日数について、担当ケアマネの休日で計算するのか、事業所の休日で計算するのか。	日数については、病院の営業日で考えます。

居宅介護支援	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントについて	『同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント』について、事業所が団地内にある場合、同敷地内にある別棟の団地の利用者も全て対象になるのか教えてください	令和6年度に新設された「同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント」について、公営団地等に事務所がある場合、事務所と同一の建物に居住する利用者はもちろん、同敷地内にある別棟についても、事業所と同一の建物に居住する利用者を訪問する場合と同様の移動時間で訪問できるものについては、減算の対象になります。同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の考え方については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問6（集合住宅減算について）を参照してください。
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護の加算について	協力医療機関連携加算の「会議を定期的開催」について、定時往診や定時訪問の際に情報を共有し記録に残すことで足りるのか？その際、医療者1～2名と施設長またはケアマネの合計2～3名で、いわゆる机を囲んだような会議形式ではなくても良いのか？ 高齢者施設等感染対策向上加算の「感染制御等に係る実地指導」について、内容や参加者・人数など具体的なことを教えてください。	協力医療機関との関係を構築していただくことが目的ですので、情報共有のみではなく、会議形式での開催が必要です。なお、テレビ電話装置等を活用しての会議であれば、机を囲んだような会議形式でも問題ありません。 ・実地指導の内容については、令和6年3月15日付介護保険最新情報Vol.1225（問132）をご参照ください。 ・参加者や人数については、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課へ以下の通り確認しました。 「参加者や人数は特に設けていませんが、実地指導で受けた内容は介護施設内での研修等で他の職員に周知を行ってください」とのことです。
一般通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について	・要支援、事業対象者の通所回数制限(事業対象者・支援1:週1回、支援2:週2回)は変更になるか。 ・運動器機能向上加算の包括化に伴い、体力測定とモニタリングは不要として差し支えないか。	変更ありません。 運動機能向上の取組が必要な利用者には、引き続きご対応をお願いできればと存じますが、必須ではなく事業所のご判断にお任せしております。
訪問介護	令和6年度処遇改善加算について	新加算Ⅰの要件で「経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%）」となっているが、対象は正社員のみか？登録ヘルパーも含めての30%か？	特定事業所加算については東京都が担当しておりますので東京都福祉保健財団へ以下の通り確認しました。「勤務形態一覧表に記載しているヘルパーは正規雇用、非正規雇用は問わないとのことです。」
その他	介護予防支援事業について	・介護予防支援を居宅介護支援事業所で持てるようになりますが手挙げした事業者の情報は包括にくるのでしょうか？(総合事業は包括で請求なので)いきなり【請求お願いします】と居宅が実績を持参するようなことになるのではないかと不安です	4月指定を受けた介護予防支援事業所について、4/5に全包括支援センター宛てにメールでご連絡しました。それ以降については、指定があった月はメールでご連絡いたします。足立区ホームページの居宅介護支援事業所一覧でも確認ができますので、そちらでも確認は可能です。